

津の産廃処分会社 30日間の事業停止

県が処分、虚偽報告で

産業廃棄物の処分に関連して虚偽の報告をしたとして、県は十九日、津市森町のエコ・プランニング（吉田孔顕社長）に対し、産業廃棄物処分業などの事業を三十日間にわたって停止する行政処分を出した。

県によると、同社は亀山市内で処分を依頼された産

業廃棄物のケーブル保護管について、実際には処分していないにも関わらず、廃棄物処理法が定める情報処理センターには「処分が終了した」と報告した。

県が昨年七月に定期的な立ち入り調査をして発覚。約八立方メートルのケーブル保護管が処理されずに残っていた。同社は県の聞き取りに「従業員が誤った情報を入力した。社員教育を徹底する」と話している。